

14短答試験から見るテーマ予想講座(必須編)

特許 I	テーマ	サブテーマ等	コメント
○	新規性・進歩性⇒ 新規性喪失の例外	パリ条約	新規性喪失の例外を問う可能性がある。 その前提として、新規性乃至進歩性が問われるであろうから、これら(特に、進歩性)の趣旨・要件・判断基準はつづしておく。
◎	分割出願 実用新案登録に基づく特許出願	拒絶理由通知・前置審査 実用新案技術評価書	口述試験で過去3年間で2回問われている。 ・前置[問24]は、24年論文本試で出題されているが、重要テーマゆえ押さえておくべき。 ・評価書[問28枝5]は、46条の2と絡める可能性がある。

特許 II	テーマ	サブテーマ等	コメント
◎	侵害関係	インクタンク事件	侵害問題(警告含む)は、毎年のように問われる。オーソドックスな問題可能性が高い。 インクタンク事件が短答の枝にあった。特許法では、やや判例出題系もあるので、抑えておくこと。 今までにあまり目にしたことのない問題があった。少しマークしておくこと。エッセンスとして盛り込まれる可能性が高い。
△	共同／共有の請求人適格		全パターンを抑えておくこと。 キーワードは、合一確定。

意匠	テーマ	サブテーマ等	コメント
◎	関連+部分	パリの客体の同一性	この組み合わせの出題傾向は高い。 このタイプの問題を少しこなしておくことと良い。
◎	補正・却下		重要テーマでありながら、しばらく出題されていない。

商標	テーマ	サブテーマ等	コメント
◎	登録要件(周知著名)	防護	周知商標についてはしばらく問われていない。 10号の地域的基準あたりも抑えておくこと。 防護は、H23口述で問われている。
○	登録要件(その他)		周知商標の次に考えられるものは、7号・8号・11号。 11号は、8条との関係の解釈(後願先登録)もつづしておくこと。
△	取消審判		重要テーマでありながら、しばらく出題されていない。 50条、53条はH24論文本試で問われている。 また、趣旨問題でH25に50条、51条が問われた。